



公的個人認証サービスが まもなく始まります

平成14年12月13日に「[電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律](#)」（公的個人認証法(PDF:51KB)）が公布されたことを受け、平成16年1月中に公的個人認証サービスが始まる予定です。



電子政府・電子自治体の取組み

これまで行政機関への申請や届出を行うには、窓口が開いている時間帯に、直接窓口へ行って手続を行うのが普通でした。そのため、手続のために仕事を休まなければならないなどの不便な面がありました。

国や地方公共団体では、これまでの窓口での手続に加えて、自宅や職場のパソコンからインターネットで申請や届出ができる電子政府・電子自治体の取組みを進めています。24時間いつでもどこからでも申請や届出ができるようになりますので、利便性が格段に向上します。



公的個人認証サービスってなに？

公的個人認証サービスは、インターネットで電子申請・届出が行われる際に問題とされる申請者の成りすましや申請内容の改ざんなどを防ぐためのセキュリティ確保の手段（電子署名及び電子証明書）を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するサービスです。



公的個人認証サービスを利用するには？

公的個人認証サービスの利用を希望する方は、**ICカード**（当面は、「**住民基本台帳カード**」になります。）と運転免許証やパスポートなどの写真の付いた**身分証明書**を持参（写真付きの住民基本台帳カードを既にお持ちの場合は不要です。）して、お住まいの**市町村窓口**で申請手続きをしてください。

なお、ご利用に際しては、インターネットに接続された**パソコン**と、ICカードの読み書きをするため**ICカード・リーダ・ライタ**が必要になります。

[デジタル社会における課題](#)

[電子署名（デジタル署名）とは](#)

[公的個人認証サービスとは](#)

[電子証明書を発行してもらうには](#)

[オンラインによる申請・届出](#)

[民間での利用](#)



お問い合わせ

青森県企画振興部
情報政策課IT推進グループ

電話 017-734-9159

E-mail system@ags.pref.aomori.jp



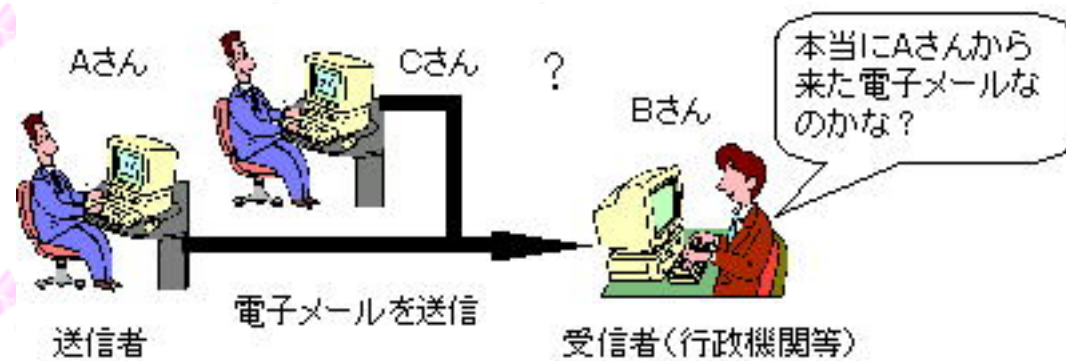
[あおもりIT戦略総合ページ](#) / [青森県のポータルサイト](#) / [青森県庁のページ](#)

デジタル社会における課題

これまでの紙の文書による手続では、文書に印鑑を押したり、印鑑登録証明書を添付したり、窓口で写真付きの身分証明書で本人を確認したりすることにより、確かに本人が手続を行ったということを確認できました。

ところが、インターネットを利用した手続を行う場合、送信した相手の顔が見えませんし、電子的な文書には印鑑を押すこともできないので、次のような問題が起こる可能性があります。

1 成りすまし (インターネット上におけるデジタル文書については文書作成者の特定が困難)



例えば、suzuki@aomori.co.jpというメールアドレスで、青森株式会社鈴木という文書が送られてきたと

しても・・・

- ・ 「青森株式会社」が実在しないかもしれない。
 - ・ 「鈴木」さんが実在しないかもしれない。
 - ・ 第三者が実在する「青森株式会社」の「鈴木」さんのメールアドレスを乱用しているかもしれない。
- という疑いが解消できない。

2 改ざん (通信途上でメッセージを書き換えることが容易)



デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは実際上不可能。

3 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

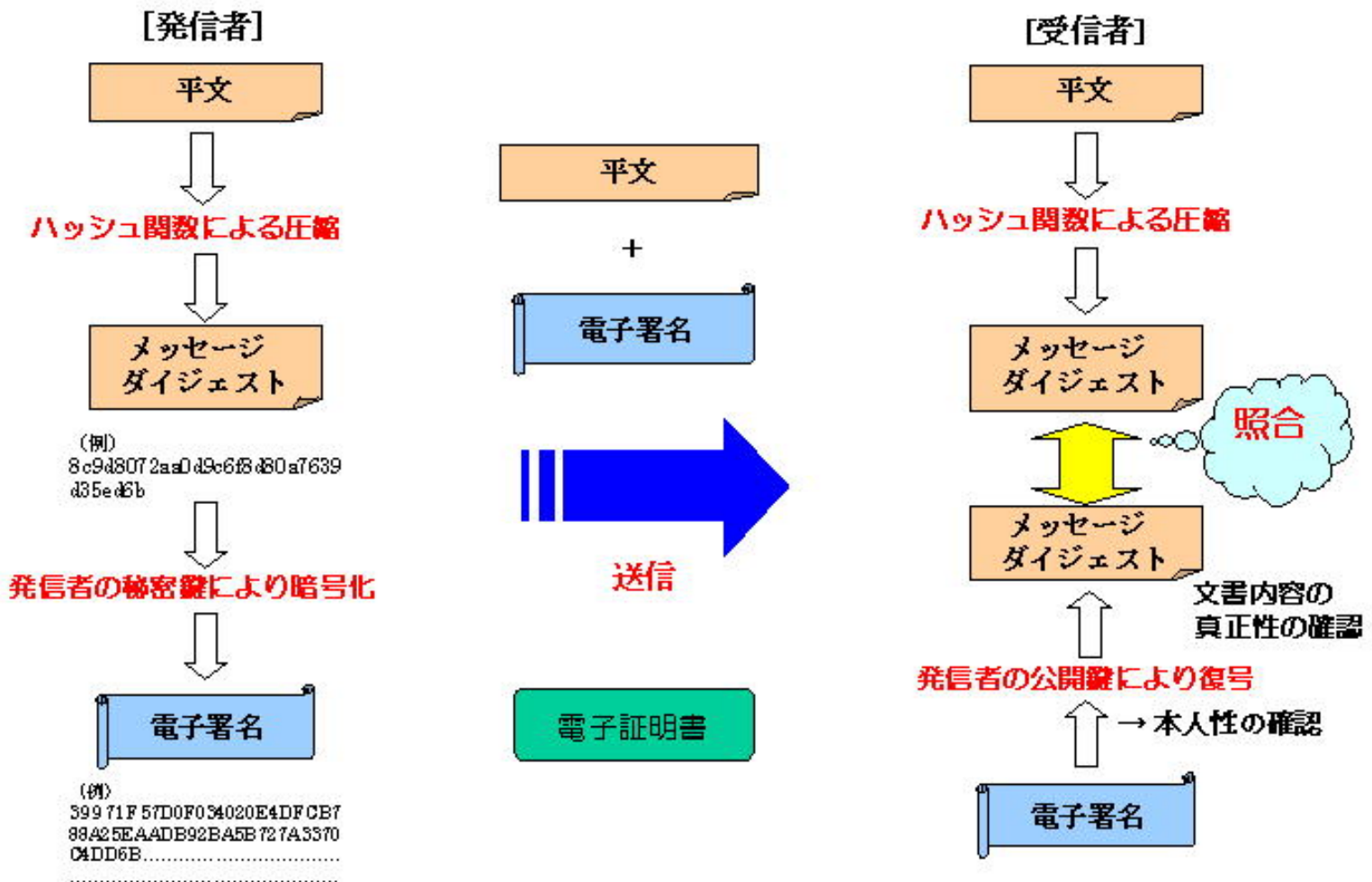


オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある。



電子署名(デジタル署名)の概要

電子署名には公開鍵暗号方式が用いられます。これにより、電子文書を送信したのは間違いなく送信者本人であることを確認することができます。[電子署名および認証業務に関する法律](#)（電子署名法(PDF:46KB)）第3条では、電磁的記録（電子文書等）は、本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定するとされており、紙文書における手書き署名や押印と同等の効力があります。



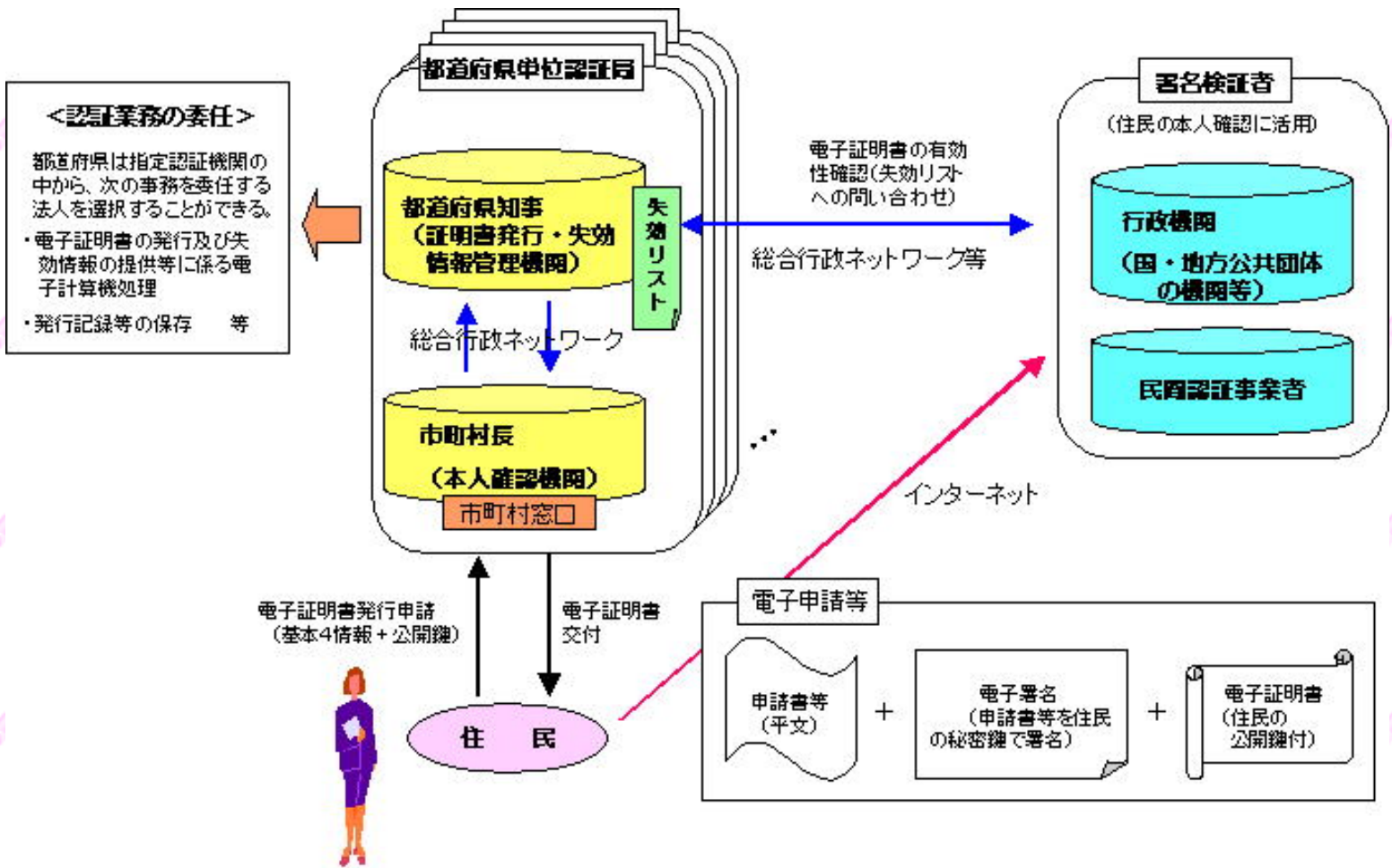
- このほか、文書内容の秘匿性を確保するための暗号化に鍵ペアが使用されることもある。
- ハッシュ関数： $y=f(x)$ において、 x (平文)から y (メッセージ・ダイジェスト)を求めるのは簡単であるが、 y から x を求めるのは y から x を求めるのは事実上困難であり、かつ異なる x から同一の y を生成するのが計算上不可能であるような関数をいう。



公的個人認証サービスの概要

公的個人認証サービスは、電子申請・届出等に必要「電子証明書」を発行するとともに、申請等の際に添付された電子証明書の有効性を確認する仕組みを提供します。

紙の文書では、申請の際に印鑑を押して、場合によっては印鑑証明書を添付しますが、オンラインで手続きをする場合はそれができないので、その代わりに**電子署名**（印鑑の代わり）と**電子証明書**（印鑑登録証明書の代わり）を申請書に添付します。



電子証明書の発行等の手続イメージ

公的個人認証サービスをご利用いただくには、都道府県知事が発行する電子証明書が必要になります。住民基本台帳カード（または基準に適合したICカード）を持参して、お住まいの市町村役場の受付窓口に申請してください。

また、厳格な本人確認を行う必要がありますので、運転免許証やパスポートなどの公的機関が発行する写真の付いた身分証明書を受付の際に提示してください（写真付きの住民基本台帳カードをお持ちの場合は必要ありません。）。

1. 市町村役場へ行く



2. 受付手続 (申請書提出)

公的個人認証サービス
電子証明書発行申請書
申請書提出日

申請者氏名	姓 名	姓 名
居住所在	〒() 市() 区()	
生年月日	西暦()年()月()日	
男女の別	男	
住所	〒() 市() 区() 町() 丁目() 番() 号()	

※1 住所、生年月日等の記入は、正確に記述してください。
※2 ICカードの発行に必要と認められる場合は、申請書提出の際に提示してください。

申請者印	青	白
署名者印		

3. 本人確認



4. 本人確認後、住民自身 による鍵生成



5. 公開鍵提出



6. 証明書発行手続

都道府県知事が発行



7. 証明書の交付

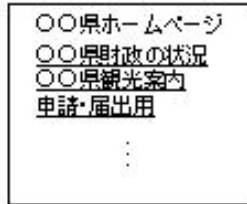


電子署名を利用した オンラインによる申請・届出等のイメージ

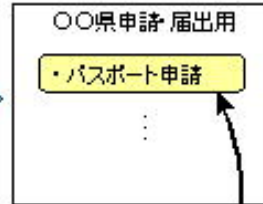
電子署名を利用して、オンラインで申請・届出を行うためには、インターネットに接続されたパソコン、ICカードを読み書きするためのICカード・リーダ・ライタが必要になります。

※自宅等のパソコンにはあらかじめクライアントソフトをインストールしておく必要がある。

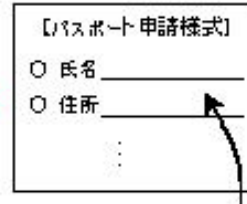
1. 自宅等のパソコンで行政機関等のホームページを開く



2. 利用しようとする申請・届出等のページを選択し、該当箇所をクリック

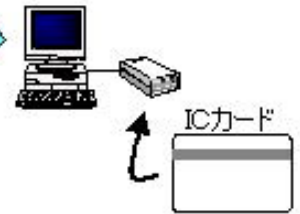


3. 様式に記入

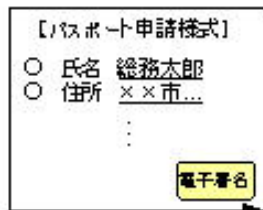


記入

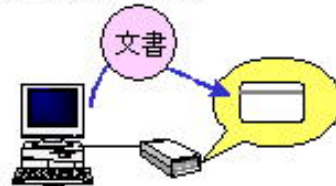
4. 利用者の秘密鍵が格納されたICカードをパソコンに接続されたリーダライタにセットし、秘密鍵を使用するための暗証番号を入力する



5. 電子署名の該当箇所をクリック



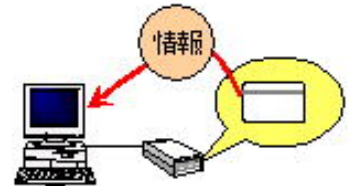
【電子署名の方法】



①電子署名を施すべき文書(デジタル情報)がICカード内に取り込まれる



②ICカード内で電子署名の処理(暗号化)が行われる



③電子署名が付された情報がパソコン内に取り込まれる

電子署名はICカード内で行われ、パソコン内に秘密鍵のデータが移ることはない。

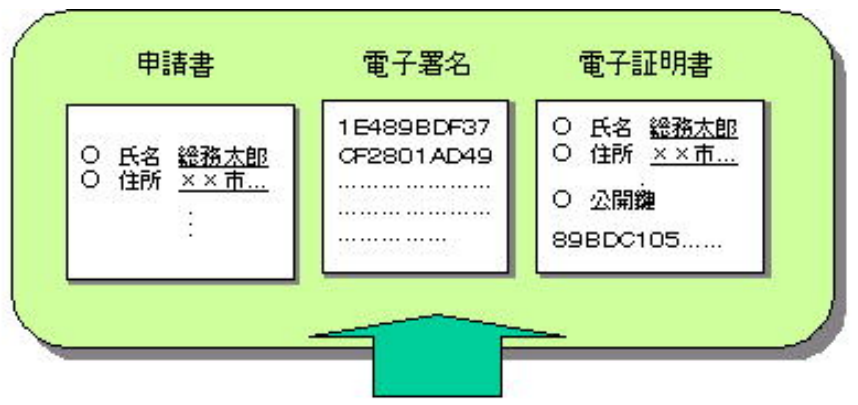
6. 送信の該当箇所をクリック

【パスポート申請様式】

氏名 総務太郎

住所 ××市...

...



全体が暗号化され、行政機関等に送信

7. 行政機関等のサーバーが受信



行政機関等

- 電子証明書の有効性を確認
- 電子証明書の公開鍵で電子署名を復号し、申請書と照合（自動的に実行）
- 電子証明書の氏名等と申請書の氏名等を照合



民間認証事業者による 公的個人認証サービスの利用イメージ

公的個人認証サービスは、民間業者等との取引などの際の本人確認手段としての利用はできませんが、民間認証事業者の電子証明書発行の際の本人確認手段や電子証明書の有効性の確認に利用することができます。このため、民間事業者の電子証明書がこれまでに比べて格段に取得しやすくなりますので、今後オンラインショッピングなどの分野で活用されることが期待されています。

